十一	［略］	［略］	［略］	［略］
十二	［略］	［略］	［略］	［略］
十三	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡飯舘村	［略］	農林業センサス規則によつて調査した平成二十二年二月一日現在における農家（農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）による改正前の農地法第二条第七項に規定する農業生産法人を含む。）の数に、〇・六九六を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	［略］
十四	福島県	［略］	当該県の区域内の市町村に係る農家数（ただし、この表第十三項に定める市町村については、同項の測定単位の数値の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とする。）の合計数	［略］
十五	福島県	［略］	海面に係る水産業者の数（漁業センサ	［略］

八	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
九	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町、同郡飯舘村	［同上］	農林業センサス規則によつて調査した平成二十二年二月一日現在における農家（農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）による改正前の農地法第二条第七項に規定する農業生産法人を含む。）の数に、〇・八五五を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	［同上］
十一	岩手県、宮城県、福島県	［同上］	当該県の区域内の市町村に係る農家数（ただし、この表第十項に定める市町村については、同項の測定単位の数値の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とする。）の合計数	［同上］
十二	岩手県、宮城	［同上］	海面に係る水産業者の数（漁業センサ	［同上］